

流域関連伊勢市公共下水道全体計画の見直しについて

1 経過

本市の公共下水道は、平成元年に事業着手し、平成11年度からは三重県が事業主体の宮川流域下水道と一体となって流域関連公共下水道の整備を進めている。

流域関連伊勢市公共下水道全体計画(以下、「全体計画」という)は、社会情勢の変化等に
応じてこれまで3回の見直しを行うことで全体計画区域を 4,108ha から 3,226ha へと
21.5%縮小してきた。

また、令和4年度末における下水道が使用できる区域は 1,972ha であり、下水道処理人口普及率は 60.3%となった。

2 見直しの背景と目的

汚水処理施設の整備は、市内全域における人口動向等の特性を踏まえた適切な処理方法
を選択し、一定の期間を定めて効率的に実施する方針(10年概成)が、国(国交省、農
水省、環境省)から示された。

これを受け、平成27年度に「三重県生活排水アクションプログラム」が策定され、同
年本市においても「第2期伊勢市生活排水対策推進計画(計画期間:平成28年度から令
和7年度までの10か年)」を策定し整備を進めている。また、本計画の期間は令和7年度
までとなっているため、次期計画「第3期伊勢市生活排水対策推進計画(仮)」を策定す
る必要がある。

以上のことから、効率的な汚水処理施設の整備を行うため、今後下水道整備を見込む区
域として全体計画を見直すものである。

3 見直し方針

国が公表した「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」
及び、「下水道未普及早期解消のための事業推進マニュアル」に基づき、下水道と合併処
理浄化槽とを経済比較を基本とし、さらに将来の人口動向等を考慮したうえで、全体計画
を見直す。

4 下水道全体計画の見直しの検討手法について

○第1ステップ（検討単位区の設定）

全体計画の面積 3,226ha のうち既事業計画区域や農地等を除いた事業化の可能性がある 429ha を対象とし、地理的条件・土地利用・コミュニティ等を考慮して 18 の検討単位区を設定する。

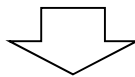
（P 5 『検討区域図（参考図）』参照）

○第2ステップ（検討単位区ごとの評価・判定）

「（1）経済比較」を基本とし、さらに「（2）将来人口」及び「（3）将来の土地利用」を考慮し、総合的に判定する。

（1）経済比較（定量的評価）

下水道と合併処理浄化槽それぞれの建設費と維持管理費を含めた費用比較を行う。（下水道が安価であれば○、高価であれば×とする。）



（2）将来人口（定量的評価）

将来人口の評価として、下記①、②の結果を基に判定する。
（両方に該当する場合は○、それ以外は×とする。）

① 人口動向

検討区域の将来の人口増減率が市全域の平均値以上かどうか。

② 生産年齢人口割合

検討区域の将来の生産年齢人口割合が市全域の平均値以上かどうか。

（3）将来の土地利用【都市計画上の位置付け】（定性的評価）

将来の土地利用の評価として、下記①、②の結果を基に判定する。
（両方に該当する場合は○、それ以外は×とする。）

① 都市マスタープラン

検討区域が都市機能誘導ゾーン及び市街地ゾーンの区域内かどうか。

② 立地適正化計画

検討区域が居住誘導区域の区域内かどうか。

（2）（3）の両方に該当する場合は「下水道」として判定する。

（P 4 『判定結果一覧表』参照）

○第3ステップ（全体計画区域の見直し）

判定結果一覧表に基づき、全体計画区域の見直し（案）を作成する。

（P 6『全体計画区域の見直し（案）』参照）

- | | |
|----------------|--------------|
| （1）現在の全体計画区域 | 3,226ha（①） |
| （2）今回見直し対象区域 | 225ha（②） |
| （3）見直し後の全体計画区域 | 3,001ha（①-②） |

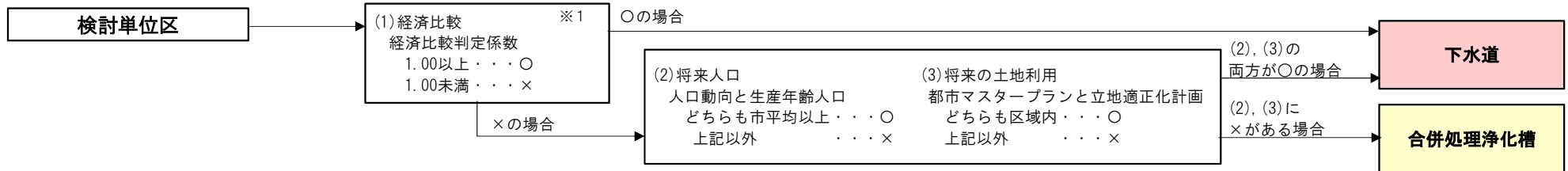
5 今後の予定

年	月	内 容
6	3	見直し対象区域の自治会へ説明
6	6	産業建設委員協議会
6	7	三重県へ見直し計画を提出

判定結果一覧表



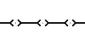
検討単位区 番号	町名	(1)経済比較		(2)将来人口の判定				(2)将来 人口	(3)将来の 土地利用	総合判定	
		①合併処理浄化槽 /②下水道		人口動向 人口 増減率 R4 → R22		生産年齢 人口割合 15歳～64歳 R22					都市マスター プラン(都市機 能誘導ゾーン及 び市街地ゾー ン)
		①/②	判定結果	判定	判定	判定	判定	判定結果	判定結果		
(1)	上地町	0.95	×	○	○	×	×	→	○	×	合併処理浄化槽
(2)	上地町	0.90	×	○	○	×	×	→	○	×	合併処理浄化槽
(3)	上地町	0.92	×	○	○	○	×	→	○	×	合併処理浄化槽
(4)	栗野町、上地町	0.88	×	○	×	×	×	→	×	×	合併処理浄化槽
(5)	川端町、中須町	0.94	×	×	○	×	×	→	×	×	合併処理浄化槽
(6)	宮川1丁目、宮川2丁目	0.82	×	×	×	○	×	→	×	×	合併処理浄化槽
(7)	辻久留3丁目、二俣町	0.71	×	×	×	○	○	→	×	○	合併処理浄化槽
(8)	大倉町、辻久留町、前山町	1.22	○								下水道
(9)	旭町、藤里町	1.52	○								下水道
(10)	藤里町、勢田町	0.75	×	×	×	○	×	→	×	×	合併処理浄化槽
(11)	藤里町	0.93	×	○	×	×	×	→	×	×	合併処理浄化槽
(12)	楠部町、桜木町、中之町、 中村町、中村町桜が丘	1.13	○								下水道
(13)	楠部町	0.82	×	×	×	○	○	→	×	○	合併処理浄化槽
(14)	楠部町	0.53	×	×	×	○	○	→	×	○	合併処理浄化槽
(15)	黒瀬町、鹿海町	1.45	○								下水道
(16)	黒瀬町、鹿海町	0.32	×	○	○	○	×	→	○	×	合併処理浄化槽
(17)	二見町光の街	3.92	○								下水道
(18)	朝熊町	2.07	○								下水道

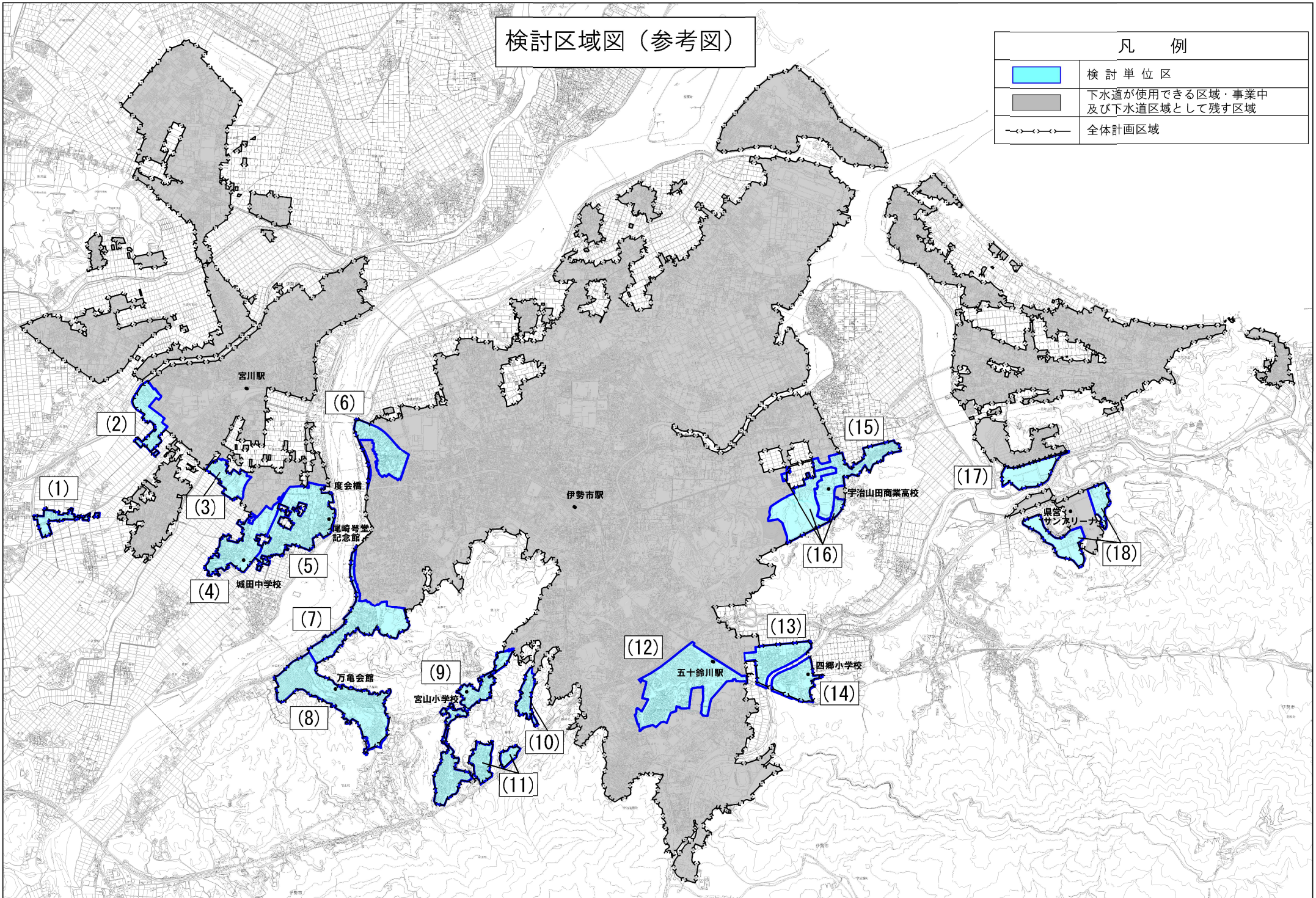
(参考) 判定フロー






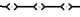


※1 経済比較判定係数 = $\frac{\text{①合併処理浄化槽の建設費及び維持管理費}}{\text{②下水道の建設費及び維持管理費}}$

検討区域図（参考図）

凡 例	
	検討単位区
	下水道が使用できる区域・事業中 及び下水道区域として残す区域
	全体計画区域



全体計画区域の見直し（案）

凡 例	
	下水道で処理する区域
	合併処理浄化槽で処理する区域
	下水道が使用できる区域・事業中及び下水道区域として残す区域
	全体計画区域（案）
	居住誘導区域
	都市機能誘導ゾーン及び市街地ゾーン

